十八　教育・学校心理学
十九　司法・犯罪心理学
二十　産業・組織心理学
二十一　人体の構造と機能及び疾病
二十二　精神疾患とその治療
二十三　関係行政論
二十四　心理演習
二十五　心理実習（実習の時間が八十時間以上のものに限る。）
（大学院における公認心理師となるために必要な科目）
第二条　法第七条第一号の大学院における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　保健医療分野に関する理論と支援の展開
二　福祉分野に関する理論と支援の展開
三　教育分野に関する理論と支援の展開
四　司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
五　産業・労働分野に関する理論と支援の展開
六　心理的アセスメントに関する理論と実践
七　心理支援に関する理論と実践
八　家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
九　心の健康教育に関する理論と実践
十　心理実践実習（実習の時間が四百五十時間以上のものに限る。）
（実習演習科目）
第三条　第一条第二十四号及び第二十五号並びに前条第十号の科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。
2　実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。
一　心理演習又は心理実習　学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）十五人につき一人
二　心理実践実習　学生五人につき一人
3　心理実習又は心理実践実習は、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設のうち、心理実習又は心理実践実習を行うのに適当なもの（以下この条において「実習施設」という。）を利用して行わなければならない。
4　実習指導者（実習施設において心理実践実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。
5　一の実習施設における心理実習又は心理実践実習について指導を行う実習指導者の数は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数以上としなければならない。
一　心理実習　同時に指導を行う学生十五人につき一人
二　心理実践実習　同時に指導を行う学生五人につき一人
（文部科学省令・厚生労働省令で定める者）
第四条　法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。附則第八条第一項第一号を除き、以下同じ。）において第一条各号に掲げる科目を修めて同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの
二　学校教育法による専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。附則第八条第一項第二号を除き、以下同じ。）において第一条各号に掲げる科目を修めて卒業した者であって、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの
2　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一　学校教育法による大学において第一条各号に掲げる科目を修めて、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
二　学校教育法による専修学校の専門課程において第一条各号に掲げる科目を修めて卒業した者（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設）
第五条　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。
一　学校教育法に規定する学校
二　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に規定する裁判所
三　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター
四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所
五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所
六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神保健福祉センター
七　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
八　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
九　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設
十　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所
十一　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
十二　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人福祉施設
十三　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設
十四　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設
十五　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設
十六　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
十七　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
十八　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）に規定する国立児童自立支援施設
十九　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設
二十　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
二十一　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター
二十二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム